

平成23年8月教育委員会会議の要旨

報 告

◆第22回世界スカウトジャンボリー（スウェーデン大会）視察について報告された

【概要】

- 世界146の国と地域から約4万人、日本からは約1千人、山口県からは12名がスカウトとして参加。
- 各国派遣団のテントを回り、第23回世界スカウトジャンボリーの開催地である山口県のPRを行うとともに、教育的な見地から大会プログラムを視察。
- 大会プログラムでは、各国の青少年が協力しながら、交流を深めていた。
- 4年度の第23回世界スカウトジャンボリーが、日本らしさ、山口県らしさを加えた素晴らしい大会になるよう日本連盟に協力するとともに、世界各国・地域との国際交流の機会として、本県の青少年との交流が積極的に行われるように支援を行う。
- 今後の課題として、暑さ対策、台風対策等が考えられるため、ボーイスカウト連盟とともに、会場の整備とあわせて有効な対策等を考えていく。

議案第1号『職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、一定の短時間勤務職員の育児休業に係る規定を整備するもの。

※一定の短時間勤務職員：再任用短時間職員及び任期付短時間職員

2 改正の概要

(1) 育児休業関係

① 育児休業することができる短時間勤務職員の要件。

ア 引き続き在職した期間が1年以上あること。

イ 子の1歳到達日以降、1年以上在職することが見込まれること。

ウ 週3日以上勤務又は年121日以上勤務していること。

② 育児休業することができる期間は、子が1歳に達する日までとする。

ただし、子の養育状況に応じて、最長1歳6か月に達する日まで育児休業することができる。

(2) 部分休業関係

① 部分休業をすることができる短時間勤務職員の要件。

ア 引き続き在職した期間が1年以上あること。

イ 週3日以上勤務又は年121日以上勤務していること。

ウ 1日の勤務時間が6時間15分以上であること。

② 部分休業することができる期間は、子が3歳に達する日までとする。

※再任用短時間職員については、既に制度化されている。

3 施行期日等

公布の日から施行する。

議案第2号『山口県税賦課徴収条例及び山口県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことに伴い、山口県税賦課徴収条例及び山口県スポーツ振興審議会条例の所要の改正をするもの。

2 改正の概要

(1) 山口県税賦課徴収条例の一部改正

国民体育大会の予選会等の競技等としてゴルフ場を利用する者に係るゴルフ場利用税の軽減税率を定める規定中、法律の名称等を引用している部分について、所要の整備を行う。(第67条第3校第1号関係)

(2) 山口県スポーツ振興審議会条例の一部改正

① 審議会の名称を「山口県スポーツ推進審議会」に改める。

(題名及び第1条関係)

② 審議会の設置根拠の規定中、法律の名称等を引用している部分について、所要の整備を行う。(第1条関係)

③ 審議会の組織に関する規定に、委員の任命に関する規程を整備する。

(第2条第2校関係)

3 施行期日等

公布の日から施行する。

議案第3号『山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）』

【概要】

1 改正の趣旨

県立防府商業高校に工業に関する学科を新設することに伴い、新高校を設置するため、山口県高等学校等条例を改正するもの。

2 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立防府商工高等学校	防 府 市

3 概要

新高校では「社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）をもったものづくりが分かる商業人、ビジネスが分かる工業人を育成する学校」を基本的な考え方とした学校づくりを目指す。

新高校の開校は平成24年4月を予定しており、今後、生徒募集や入学者選抜をはじめ、施設・設備の整備、教職員人事、学校運営計画などの業務を進める必要があることから、本年11月1日に設置するものである。

校名	山口県立防府商工高等学校
設置予定学科	商 業 科
	情報処理科
	機 会 科

3 施行期日

平成23年11月1日

議案第4号『物品の買入れについて（報告承認）』

【概要】

1 物品の概要

(1) 名称

コンピュータ教室用機器 1式

(2) 機器構成

コンピュータ教室用機器 デスクトップ型パソコン 492台
ファイルサーバ 24台

(3) パソコンの主な仕様

コンピュータ教室用機器 CPU 3.1GHz以上
メモリ 4GB以上
ハードディスク 160GB以上

(4) ソフトウェア

オペレーティングシステム（OS）、ビデオ編集ソフト、言語処理ソフト、
教育支援ソフト 等

2 整備場所

コンピュータ教室用機器 12校

岩国高校、岩国総合高校、柳井商工高校、田布施農業高校、下松高校、徳山高校、徳山商工高校、
厚狭高校、豊浦高校、下関西高校、水産高校、萩商工高校

3 契約の方法

平成23年8月2日一般競争入札を行った結果、金87,024,000円
（消費税及び地方消費税含む）をもって落札されたため、買入契約を行うもの。

4 売払人の状況

(1) 売 払 人 西日本電信電話株式会社山口支店
支店長 泉谷 正

(2) 事務所の所在地 山口市熊野町4番5号

5 納期限

平成23年12月28日

6 入札参加業者

西日本電信電話株式会社山口支店
山口視聴覚機器(株)
(株)大塚商会
(株)新星工業社
ネットワークシステムズ(株)

【 質 疑 】

質問) 昨年度、同様の物品の購入において競争原理が働いているのか、分割購入できないのか質問をしたが、その経過を伺う。

回答) 分割発注が可能であるものは、地元の中小企業の受注機会の確保を図るため分割発注を行う考えであり、今後とも努めていきたい。本議案については、授業内容の推進を確保するために、様々なソフトウェアやネットワークの構築などをあわせての購入であっ

たため、一括購入を行うものである。また、入札業者は前回より2業者増え、5業者となり、競争性は確保されているものと考えられる。

議案第5号『山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について』

【概要】

1 改正の趣旨

スポーツ基本法の制定による山口県スポーツ振興審議会条例が一部改正されたことから、所要の規則改正を行うもの。

2 改正の内容

学校安全・体育課が庶務をつかさどる附属機関（審議会）名称及び担任する事務について次のとおり改正する。

	改正前	改正後
附属機関名称	山口県スポーツ振興審議会	山口県スポーツ推進審議会
担任する事務	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第4条第4項及び第18条第3項の規定によるスポーツ振興に関する計画についての教育委員会に対する意見の陳述並びにスポーツ振興に関する重要な事項についての調査審議及び教育委員会に対する建議に関する事務	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務

3 施行期日

公布の日から施行する。

◆『未就学時期の家庭教育の充実について ～「家庭教育の指針（幼児版）」（仮称）の作成に向けて～』

【概要】

1 家庭教育とは

- 家庭教育は、すべての教育の原点であり、親やこれに準ずる人が子どもに対して行う教育のことである。
- 子どもが基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーを身につける上で家庭教育は重要な役割を担っている。

2 家庭教育をめぐる最近の主な動き

- 平成18年12月 改正教育基本法の施行
第10条に「家庭教育」を規定
- 平成20年 6月 改正社会教育法の施行
教育委員会の事務に、家庭教育に関する情報の提供を規定
- 平成20年 7月 教育振興基本計画 閣議決定
特に重点的に取り組むべき事項の一つとして「家庭教育支援」を規定

3 本県の家庭教育の現状と課題

（平成17年3月「山口県社会教育委員の会議の提言」より）

①子どもの育ちに関して

- ・「睡眠時間が短い」「食生活が乱れている」「身の回りをきれいにすることができない」など、基本的な生活習慣の定着に課題が見られる。
- ・「人の話が聞けない」「あいさつができない」「友だちとうまくコミュニケーションがとれない」など、社会性の育成に課題が見られる。

②親の子育てに関して

- ・親自身に兄弟姉妹が少なく、子育てに関する経験に乏しい。
- ・身近に相談できる人がなく、孤立化傾向にある親がいる。
- ・子育てに自信がもてない、子育てにゆとりと時間がないなどの問題がある。
- ・ほとんどの親が、ほんの少しの後押しがあれば、自らの手で我が子の子育てを楽しむことができる。
- ・一度親としての自信をなくしてしまうと、その責務を放棄しかねない状況にある親が増えている。

③家族に関して

- ・まとまりを持たない個人の集まりとしての家族が増えている。
- ・その原因として、家族形態の多様化、家族行事の減少、家族の一員としての役割の欠如、コミュニケーションの不足、父親の存在感の希薄化などがあげられる。

4 家庭教育支援の主な今日的な課題

①すべての親を対象とする家庭教育支援

学習を希望する親の学習支援から、すべての親の子育て支援施策としての学習支援が必要。

②社会全体による家庭教育支援

家庭教育支援を地域や企業を含め、社会全体で行っていくことが必要。

5 「家庭教育の指針（幼児版）」（仮称）の作成について

(1)作成に至る経緯

- ・平成22年6月に、家庭教育の指針「夢をはぐくむ家庭の元気」（小・中学生の保護者向け）を作成。
- ・幼児期の家庭教育の重要性を踏まえ、家庭教育の指針（幼児版）の作成について検討。平成23年5月より、組織を立ち上げ、作業を開始。

(2)「家庭教育の指針（幼児版）」の概要

ア 作成の方針

- ・幼児期における家庭教育の役割の重要性を伝える。
- ・家庭で取り組むヒントになるもので、家庭でできる具体的な実践を促す。
- ・発達段階に応じた内容を盛り込む。

イ 規格

A4・カラー・両面、8ページのリーフレット

ウ 全体構成

表紙	裏表紙	概要版（表）	概要版（裏）
タイトル	子どもの発達過程と子育てのポイント	家庭教育のポイント おうちのゆくそく	チェック表 ミニ情報
見開き①		見開き②	
ポイントに対するふり 返し項目	家庭教育のポイント	ポイントごとの説明	（データ等 を示しながら）

(3) 検討組織

13名の委員から構成される「子育て支援連携推進委員会」を組織し、その下に、作業チーム「子育て支援連携推進ワーキングチーム」を設置。

(4) 作業スケジュール

原稿作成	平成23年12月まで
業務委託先の選定	平成24年 1月
印刷の完了	平成24年 3月

(5) 配付の予定

ア 配付時期

平成24年4月～6月頃

イ 配付対象

2歳～小学校就学前の子どもをもつ保護者、地域の教育支援員、幼稚園、保育所等

ウ 活用促進に向けた取組（予定）

市町訪問等によるPR、幼稚園等における出前講座、各種研修会での活用

【 質 疑 】

質問) 子育ては、幼児期の子育てが大事であるため、パンフレットの配布対象を2歳児から0歳児に引き下げてもよいのではないかと。また、その際の配布場所として、小児科、公民館、児童館、子育て支援センターなど保護者が集まりやすい場所を追加してはどうか。

回答) 配布先、配布対象については、今後検討を行いたい。また、インターネット上のホームページにおいて公開を検討しており、幅広く利用されるように努めてまいりたい。

【主な意見】

- ・パンフレットの周知において、ホームページの利用とあわせて、マスコミにも協力して頂き、積極的にPRしてほしい。
- ・パンフレットに示されている図等の意図や効果について、少し分かりづらい点があると思われるため、記載や見せ方などをもっとわかりやすいものにしてはどうか。
- ・パンフレットの中に、子どもの発達の段階が年齢ごとに記載されている。これは、子育てをしている保護者の参考になると思われるため、配布対象、配布場所を広げること検討してほしい。
- ・パンフレットの概要版がA4サイズに両面印刷されているが、A3サイズの片面印刷にし、壁等に貼り付けた際にも概要版の情報が目に触れるようにしてはどうか。